

## 藤沢市教育委員会 9 月定例会会議録

日 時 2018 年（平成 30 年）9 月 19 日（水）  
午後 5 時 30 分  
場 所 本庁舎 3 階 3－3 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第 22 号 平成 30 年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定について
  - (2) 議案第 23 号 平成 30 年度（平成 29 年度実績）藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について
  - (3) 議案第 24 号 高倉中学校の通学区域の一部変更について
  - (4) 議案第 25 号 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について
  - (5) 議案第 26 号 藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
- 5 閉 会

出席委員

1 番 平 岩 多恵子  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 中 林 奈美子  
4 番 大 津 邦 彦  
5 番 飯 島 広 美

出席事務局職員

教育部長	村 上 孝 行	教育次長	神 原 勇 人
生涯学習部長	秋 山 曜	生涯学習部参事	須 田 泉
教育部参事	佐 藤 繁	教育部参事	小 池 規 子
教育指導課長	窪 島 義 浩	学校給食課長	板 垣 朋 彦
学校施設課長	山 口 秀 俊	文化芸術課長	横 田 隆 一
教育総務課主幹	須 藤 和 久	学務保健課主幹	戸 田 隆 裕
生涯学習総務課 課長補佐	峯 千 鶴	教育指導課課長 補佐	坪 谷 麻 貴
教育総務課指導 主事	繁 里 洋 子		
書 記	鈴 木 憲 二 郎		

平岩教育長 ただいまから藤沢市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、4 番・大津委員、5 番・飯島委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4 番・大津委員、5 番・飯島委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

ないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 議事に入ります前に、議案第 22 号平成 30 年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定については、会議を公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれがあること、また、意思決定の過程における情報であるため、表彰に関わる事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあること、以上の理由から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 ご異議がないようですので、議案第 22 号は、後ほど非公開での審議といたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 23 号平成 30 年度(平成 29 年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 議案第 23 号平成 30 年度(平成 29 年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要によるものです。

それでは、別冊の報告書の内容に沿いまして、ご説明いたします。(資料参照)

1~2 ページは実施方針、趣旨、実施方法、藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員の名簿、開催状況について、3 ページからは、第1部 教育委員会点検・評価になりまして、5 ページが点検・評価対象の7事業の一覧、6 ページから 12 ページが各事業の報告書、13 ページから 19 ページが点検・評価のまとめとなっております。評価委員会からいただいたご意見を踏まえた各事業の今後の方向性を記載しております。

それでは、点検・評価対象の7事業に対するご意見につきまして、ご説明いたします。

114 番「中学校英語科派遣事業」については、近隣中学校の英語科教員が小学校へ出向き、教員の意識向上、意欲喚起、基礎力向上を図るこの事業は、施策の柱である「確かな学力の向上」に寄与していると思う。より具体的な教材の使用方法等の研修や先行実施した英語授業でのフィードバックを全市で活かせるような仕組みづくりも考えてほしいなどのご意見をいただきました。

244 番「奨学金給付事業」については、経済的な理由により進学が困難な子どもたちにとって、給付型の奨学金は将来に希望を持ち、将来を担うために「教育機会の均等保障」という施策の柱に寄与している。さまざまな要因から大学での学修が困難にならないよう、関係機関と連携し、面談を続けてほしい。学びたくても学べない環境にある方々に、本奨学金を広く周知させることが大きな課題であるとのことをご意見をいただきました。

314 番「学校 ICT 機器整備事業（教育用・校務用 PC）」については、教育情報機器の活用による子どもたちへ向けての情報教育の推進並びに教員に向けての効率的な校務処理と、その結果生み出される教育活動の質の改善のために、この事業は施策の柱である「学びを支え質の高い教育環境の整備」に寄与していると思う。共通教材の使用による教員の授業準備の負担軽減や、効率的な校務遂行が行えるよう早急な整備を望む等のご意見をいただきました。

413 番「オリンピック・パラリンピック関連事業」については、施策の柱である「生涯学習の推進」に寄与していると思う。多様な学びの場としての教育プログラム、文化プログラムを具体的に策定・実施する中で、ともに助け合い、協力し合うことが当たり前の社会を体感しながら、学ぶ機会を持てる場となればよい等のご意見をいただきました。

527 番「歴史資料公開活用事業」については、市民ギャラリー常設展示、郷土資料講座の実施、電子博物館の整備等、いずれも施策の柱である「歴

史の継承と文化の創造」に寄与する大切な事業だと思う。歴史的に貴重な財産が埋もれることのないよう、既存の施設や市民活動、教育現場などさまざまな機会に活動、事業展開を図っていただきたい等のご意見いただきました。

631番「生涯スポーツ活動推進事業」については、誰もが気軽に参加できるように、事前予約のいらぬオープン教室の実施等、「生涯スポーツ活動推進」という施策の柱に寄与した事業を展開していると思う。参加のハードルを下げる観点から、参加者の属性の詳細は記録していないとのことだが、生涯スポーツの推進を改善するという観点からは必要な情報であり、収集していくべき等のご意見をいただきました。

724番「学校・家庭・地域連携推進事業」については、学校・家庭・地域がつながり、協力し合い、子どもたちを地域の一員として温かく見守っていくことが、子どもたちの居場所をつくり、孤立することなく子育てを行える環境につながると思う。「地域協力者会議」の参加者総数は、目標値に対して及んでいないため、来年度は目標値を達成するための具体的な取組を期待する等のご意見をいただきました。

続いて、21ページからは「第2部 教育振興基本計画進行管理」となります。21ページから41ページまでは各基本方針の自己評価、42ページから99ページまでが115事業の進捗事業となります。それぞれの事業の評価については、22ページの評価基準のとおりとなっております。

次に、100ページから111ページまでが進行管理についての質疑応答及び評価委員会からのご意見をまとめたものです。112ページから114ページまでが、評価委員会から点検・評価及び進行管理を通じての藤沢市教育委員会に対するアドバイスを記載したものです。

委員からのアドバイスですが、藤井委員長からは、どの事業もとても意味のある取組だと思った。とてもたくさんの方に取り組んでいる背景には大きな目標やその背景にある考えがあると思うので、年次ごとの取組計画における数値の達成とともに、それぞれの事業の背景にある考え方や事業同士のつながりについて、もう少し話してもらえると取組の方向やその上での課題を知ることができるように思う。市民一人ひとりが充実した生活を送ることができるように、さらに多様性に配慮した事業の取組を期待すると同時に、充実した学びの展開が広がることを願う。

渡辺副委員長からは2点ございまして、1点目は、組織体制の垣根を越えて、最終的な目標のために連携しながら事業を推し進めることに今後も積極的に取り組んでいただきたい。必要であれば外部の専門機関を活用するなりして、時に合理的に効果の上がる方法を模索しながら事業を展開す

ると良いのではないかと思う。2点目は、生涯学習の分野における周知に関して、求める人が自ら求めるものだけを深く知りたがる時代になってきた。このような変化を考えながら、市民が求める事業展開と発信方法を工夫していただけたらと思う。その上で、市民が受け身でなく、主体的に参加していけるような場、発信し合い、情報を共有し合えるような場の提供が活力ある藤沢市を育むことになると思う。

渡邊委員からは、学校現場で児童生徒と向き合う教員の負担の増加が気になる。学業、生活の両面で以前よりも細かいサポートが必要とされる一方で、教員数の増加は業務の増加に見合っているとは思えない。適切な人員配置や情報共有のための手段の検討などによって、一人ひとりの負担が過重なものにならないように目配りすることをお願いしたい。年次ごとの取組計画と予算・決算については、経年で記載されているものの、実績については当該年度のものしか情報がないため、過去の実績値を報告書に含めることについても検討をお願いしたい。

伴委員からは、義務教育という場、時間はとても重要だと感じている。子どもたちが安心して毎日が送れるよう、当たり前居場所という存在となるよう、また、無条件に受け入れてくれる場であるように願っている。学校というのは大人に SOS をいつでも出せる唯一の場でもあり、人間形成を行う大切な場所なので、異変がある場合には見逃さず関係機関と連携し、健やかな成長をオール藤沢という体制で見守っていけるようお願いしたい。現場の先生方の負担を軽減することで、より良い教育の場となること、教育の質の向上と心の充実、子どもたちに寄り添い、向き合える時間の確保がなされていることを期待している等のアドバイスをいただいております。

続いて、115 ページから 118 ページまでは、「第3部 教育委員会の活動状況」、119 ページから 124 ページは、参考資料として「藤沢市教育振興基本計画体系図」及び「評価委員会設置要綱」を添付しております。なお、この点検・評価の報告書につきましては、藤沢市議会9月定例会の決算関係資料といたしまして、議会に提出していく予定となっております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。議案第23号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

それでは、議案第23号平成30年度(平成29年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理については、原

案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

平岩教育長 続きまして、議案第 24 号高倉中学校の通学区域の一部変更についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小池教育部参事 議案第 24 号高倉中学校の通学区域の一部変更について、ご説明いたします。(議案書参照)

今回、議案を提出いたしましたのは、先般、8月に四辻大塚自治会、高松町、下高倉第 1 自治会並びに湘南台小学校当該地区の保護者代表から、通学区域の変更について要望書が提出されたことによるものです。要望の内容は、四辻大塚、高松町、下高倉第 1、下土棚東原の 4 自治会は、現在、湘南台市民センターの管轄する地区となっており、また、当該自治会に居住する児童の通学区域は湘南台小学校となっております。湘南台小学校の児童は、その大半が湘南台中学校へ進学するのに対し、当該地区の児童は少人数であり、生活圏が異なる長後市民センターの管轄する地区の高倉中学校へ入学することとなっております。

ついては、生活する地区と入学する中学校の区域が異なることで、地域活動に影響があること、及び湘南台小学校からの進学者が極めて少数であることによる児童、保護者の抱える不安を解消するため、湘南台中学校にも通学できるよう慣例学区とすることについて、教育委員会で検討、対応してほしいとの内容でございます。

今回、通学区域の変更を提案している区域は、12 ページの地図の斜線部分です。現在、この区域は高倉中学校の通学区域となっております。従来、通学区域を変更する場合は、地域の自治会、町内会また保護者からの意見・要望等について学校の収容能力、地域の実態を踏まえて総合的に判断しております。今回、要望のありました変更希望校である湘南台中学校の収容能力を見ると、使用可能教室 20 教室に対し、平成 30 年 5 月 1 日現在、全学年 17 学級で、今後、減少傾向に進むと見込んでおります。また、生徒数推計では将来的に生徒数の若干の増加は見込まれますが、急激な学級数増までには至らず、受け入れ先である湘南台中学校の収容能力には影響はないと考えております。以上のことから総合的に検討した結果、当該通学区域を湘南台中学校へも通学できるよう慣例学区への変更を提案するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 24 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

飯島委員 自治会等に住んでいらっしゃる住民の方々、それから子どもたちの意思

を反映して要望が出されたということを理解しております。1つ質問ですけれども、現在、高倉中で1年生、2年生である生徒については、慣例学区にした後は湘南台中の方に通うことができるのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

戸田学務保健課主幹 施行日は来年4月1日ですので、現在、高倉中学校に在学している1年生、2年生につきましては、4月以降、湘南台中学校に変更を希望される場合には変更手続きをしていただいた上で変更は可能です。

飯島委員 非常に丁寧な対応だと思います。住んでいる子どもたちが希望する学校に進学できる。しかも小学校で友達関係にあった子たちと一緒に学べることは非常に大切なことだと思いますので、慣例学区への変更は賛成です。

平岩教育長 他にございますか。  
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、議案第24号高倉中学校の通学区域の一部変更については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長 続きまして、議案第25号藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 議案第25号藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の一部につきまして、水道管の凍結等により、冬季の利用ができませんでしたが、修繕を実施したことにより、冬季の利用が可能となったことから使用できる期間に変更が生じたため、規定の整備を行う必要によるものです。

14ページの藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の第3条中の表を改めるものです。15ページに新旧対照表を添付しております。第3条の表の「宿泊棟」のうち西岳と赤岳の使用できる期間につきましては、現行では4月1日から10月31日までですが、改正後は1月1日から12月31日までとするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第25号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小竹委員 この改正に伴い、長い季節にわたってたくさんの方たちを収容することができるということで、今まで以上に便利になったと思うのですが、ちなみに小学生とか一般の方たちが利用されるときはどのくらいの費用で、そ



れから小学校とか学校で利用されるときにはどのような形で利用されているのか、費用的な面で伺いたいと思います。

須藤教育総務課主幹　こちらの施設の利用料金についての問い合わせだと思いますが、まず、西岳と赤岳につきましては、児童生徒が利用される場合、1泊、1人400円で、その他の者が利用する場合は、1泊、1人900円でございます。ただし、学校で利用される場合はこれを免除しております。

中林委員　今回、この教室の利用が広がるということについてですが、人数の多い学校が、行程が合わなくて二手に分かれたところがあったり、逆に小学校の夏場の利用が複数の小学校であったと思うのですが、そのあたりが改善されると理解してよろしいでしょうか。

佐藤教育部参事　中林委員がおっしゃったとおりでございます。これまでも冬季利用につきまして、人数の多い学校が利用する場合には一度に宿泊することができず、分かれてしまったということもございましたし、そういう意味では冬場の利用ができないということで、夏場の利用が大変混雑しているという状況もありました。そういった部分を冬季利用によって解消できるものと考えております。

中林委員　宿泊体験という子どもたちには入浴とか食事も含めて普段できない貴重な経験だと思います。その貴重な時間をさまざまな子どもたちが共有することで、いろいろなことを経験する良い機会だと思っていますので、同じ日に複数の小学校が利用しているという今の現状とか、逆に同じ学年なのに違う日にちに利用しなければいけないということが改善されるようであれば、とても良いことだと思います。私事になりますが、八ヶ岳野外体験教室は、うちには2人の子どもがいますけれども、小・中2回の他に保育園や学童保育で彼、彼女は3～4回ほど利用しています。合計10回以上2人で行っていますが、行くたびに違う発見をして、成長して帰ってきています。とても素晴らしい体験をすることができたのだと思っています。貴重な施設だと思いますので、今後もできるだけ広くたくさんの方に利用していただけるように、これからも調整等をしていただければと思います。

平岩教育長　他にございますか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長　それでは、議案第25号藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

××

平岩教育長　続きまして、議案第26号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱に

ついてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

横田文化芸術課長 議案第 26 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため提案するものです。藤沢市民ギャラリー運営協議会は、藤沢市民ギャラリー条例第 10 条の規定に基づき設置するもので、市民ギャラリーの運営及び管理について、教育委員会の諮問に応じ意見を述べる機関となっております。委員の定数は 7 人で、任期は 2 年としております。委員の選出区分は学識経験者 2 名、利用者代表 5 名となっております。新任、再任の別については、新任が 3 名、再任が 4 名です。委員の選出母体は備考欄に記載のとおり、今回も従来どおり変更はございません。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 26 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、議案第 26 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 以上で、予定しておりました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。委員の方で、前回の定例会から本日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。10 月 17 日(水) 午後 3 時 30 分から、傍聴者の定員は 20 名、場所は本庁舎 3 階 3-3 会議室において開催することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、次回の会議の期日は 10 月 17 日(水) 午後 3 時 30 分から、傍聴者の定員は 20 名、場所は本庁舎 3 階 3-3 会議室において開催いたします。

以上で、公開での審議の日程はすべて終了いたしました。傍聴の方につきましては、ご退出ください。

午後 6 時 05 分 終了